

## 説明書

「鳴門教育大学（高島）共通研究D棟改修設備設計業務」に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和5年度補正予算の示達がなされることを条件とするものです。

なお、本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外です。

### 記

1 公示日 令和6年1月18日

2 発注者 国立大学法人鳴門教育大学 学長 佐古秀一

3 担当部局 〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地  
国立大学法人鳴門教育大学総務部施設課施設総務係  
電話 088-687-6058

#### 4 業務概要

- (1) 業務名 鳴門教育大学（高島）共通研究D棟改修設備設計業務  
(2) 業務内容 高島団地構内の共通研究D棟改修設備工事に係る実施設計業務  
(3) 履行期限 令和6年3月29日（金）  
ただし、財政法上の定めによる承認を受けた場合は、令和6年8月30日（金）まで延長する予定である。  
(4) 業務の詳細説明 別紙の「設計業務仕様書」及び「現場説明書」のとおり  
(5) その他 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

#### 5 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

別紙の「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり

#### 6 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設業務の受注資格を失う。

#### 7 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される共同体であること。

- (1) 国立大学法人鳴門教育大学契約事務取扱細則第5条及び第6条に該当しない者であること。  
(2) 文部科学省における令和5・6年度設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格において「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けていていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）  
(3) 経営状況が健全であること。  
(4) 不正又は不誠実な行為がないこと。  
(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。  
(6) 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、三重県、滋賀県、和歌山県内に本店、支店又は営業所が所在すること。  
(7) 平成20年度以降に、完成・引渡が完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であり、地上3階建以上かつ延べ床面積2000m<sup>2</sup>以上である教育・研究施設の新築工事又は改修工事に係る実施設計業務の実績を有すること。  
(8) 上記(7)の実績を有する者を総括技術者として配置できること。

## 8 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェートは3分の2】  
資格及び経験、同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェートは3分の1】  
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績

## 9 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェートは10分の2】  
資格及び経験、同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェートは10分の1】  
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績
- (3) 業務の実施方針【審査のウェートは10分の3】  
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性
- (4) 課題についての提案【審査のウェートは10分の4】  
提案の的確性・実現性、提案の独創性  
・イニシャル及びランニングコスト面に配慮した環境負荷低減について

## 10 公示の写し 別紙のとおり

11 契約書の作成の要否等 要 別紙「設計業務委託契約書（案）」により契約書を作成する。

12 支払条件 業務委託料（前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき2回以内で支払うものとする。

## 13 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 記7(2)に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、記16(2)①の提出期限の日において、当該資格を満たしていないなければならない。
- (2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法等
  - ① 提出期限 令和6年1月29日（月）17時00分 ただし、日曜日、土曜日及び祝日は受け付けない。
  - ② 提出場所 記3に同じ
  - ③ 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）又は郵送（ただし、書留郵便等の配達記録が残る方法により提出期限までに必着。）すること。  
なお、ファクシミリによるものは受け付けない。
  - ④ 提出部数 5部（紙媒体の場合）（文部科学省における令和5・6年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている「競争参加資格認定通知書」の写し1枚を含む。）

## 14 提出要請者の選定

- (1) 参加表明者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記13(2)①の提出期限の日を基準日として行う。ただし、記7(2)に掲げる資格を満たしていない者であっても、記16(2)①の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。
- (2) 記7に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記8に掲げる基準に基づき、技術提案書を求める者（以下「提出要請者」という。）を選定する。
- (3) (2)の選定の結果は、令和6年2月6日（火）に書面により通知する。

## 15 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
  - ① 提出期限 令和6年2月16日（金）17時00分 ただし、日曜日、土曜日及び祝日は受け付けない。
  - ② 提出場所 記3に同じ
  - ③ 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）又は郵送（ただし、書留郵便等の配達記録が残る方法により提出期限までに必着。）すること。  
なお、ファクシミリによるものは受け付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
  - ① 回答期限 (2)①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。
  - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

## 1 6 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 記14(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。
- (2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等
- ① 提出期限 令和6年2月14日（水）17時00分 ただし、日曜日、土曜日及び祝日は受け付けない。
- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）又は郵送（ただし、書留郵便等の配達記録が残る方法により提出期限までに必着。）すること。  
なお、ファクシミリによるものは受け付けない。
- ④ 提出部数 5部（紙媒体の場合）
- (3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

## 1 7 技術提案書の特定

- (1) 技術提案者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記16(2)①の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 記7に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記9に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。
- (3) (2)の特定の結果は、令和6年2月21日（水）に書面により通知する。

## 1 8 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 技術提案書を特定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
- ① 提出期限 令和6年3月4日（月）17時00分 ただし、日曜日、土曜日及び祝日は受け付けない。
- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）又は郵送（ただし、書留郵便等の配達記録が残る方法により提出期限までに必着。）すること。  
なお、ファクシミリによるものは受け付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
- ① 回答期限 (2) ①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。
- ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

## 1 9 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 説明書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
- ① 提出期限 令和6年2月1日（木）17時00分 ただし、日曜日、土曜日及び祝日は受け付けない。
- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）又は郵送（ただし、書留郵便等の配達記録が残る方法により提出期限までに必着。）すること。  
なお、ファクシミリによるものは受け付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
- ① 回答期限 質問書を受けた日の翌日から起算して7日以内
- ② 回答方法 質問回答書を閲覧する。
- (4) (3) ②の質問回答書の閲覧期間及び方法
- ① 閲覧期間 (3) ②の回答の日から令和6年2月6日（火）まで。
- ② 閲覧方法 ホームページ  
(<http://www.naruto-u.ac.jp/information/08/017/publication.html>)  
等により閲覧に供する。

## 2 0 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は銀行、国立大学法人鳴門教育大学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

また、上記の保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、国立大学法人鳴門教育大学長が認めた措置を講ずることができる。

（4）参加表明書又は技術提案書の無効等

- ① 同一の者が単体又は設計共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合若しくは参加表明者が他の参加表明者の協力設計事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
- ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。
- ③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
  - ア 別紙の「参加表明書作成要領」又は「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
  - イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - エ 記載すべき事項以外の内容（参加表明者及び技術提案者の名称を含む。）が記載されているもの。
  - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

（5）手続における交渉の有無 無

（6）当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

（7）関連情報を入手するための照会窓口 記3に同じ

（8）参加表明書及び技術提案書は、返却しない。ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。

なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。

（9）参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。

（10）参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

（11）参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。

なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。

（12）参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。

（13）特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記することとする。